

議 事 日 程 (1)

平成20年3月3日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 町長提出議案 第1号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 町長提出議案 第2号 芦屋町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 町長提出議案 第3号 芦屋町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 町長提出議案 第4号 芦屋町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 町長提出議案 第5号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 町長提出議案 第6号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 町長提出議案 第7号 芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 町長提出議案 第8号 芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 町長提出議案 第9号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第12 町長提出議案 第10号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第13 町長提出議案 第11号 芦屋町後期高齢者医療に関する条例の制定について

第14 町長提出議案 第12号 芦屋町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について

第15 町長提出議案 第13号 芦屋町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 町長提出議案 第14号 芦屋町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第17 町長提出議案 第15号 芦屋町すぎな園施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第18 町長提出議案 第16号 芦屋町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 町長提出議案 第17号 芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 町長提出議案 第18号 芦屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の制定について
- 第21 町長提出議案 第19号 芦屋町洞山整備基金条例の制定について
- 第22 町長提出議案 第20号 芦屋町健康管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 町長提出議案 第21号 芦屋町奨学金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 町長提出議案 第22号 芦屋町心身障害児者の就学援助に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 町長提出議案 第23号 平成19年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）について
- 第26 町長提出議案 第24号 平成19年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第27 町長提出議案 第25号 平成19年度芦屋町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 第28 町長提出議案 第26号 平成19年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について
- 第29 町長提出議案 第27号 平成19年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第1号）について
- 第30 町長提出議案 第28号 平成19年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算（第1号）について
- 第31 町長提出議案 第29号 平成19年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算（第2号）について
- 第32 町長提出議案 第30号 平成19年度芦屋町病院事業会計補正予算（第3号）について
- 第33 町長提出議案 第31号 平成19年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第34 町長提出議案 第32号 平成20年度芦屋町一般会計予算について
- 第35 町長提出議案 第33号 平成20年度芦屋町国民健康保険特別会計予算について
- 第36 町長提出議案 第34号 平成20年度芦屋町老人保健特別会計予算について

- 第37 町長提出議案 平成20年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算について
第35号
- 第38 町長提出議案 平成20年度芦屋町国民宿舎特別会計予算について
第36号
- 第39 町長提出議案 平成20年度芦屋町給食センター特別会計予算について
第37号
- 第40 町長提出議案 平成20年度芦屋町訪問看護特別会計予算について
第38号
- 第41 町長提出議案 平成20年度芦屋町競艇施設特別会計予算について
第39号
- 第42 町長提出議案 平成20年度芦屋町病院事業会計予算について
第40号
- 第43 町長提出議案 平成20年度芦屋町公共下水道事業会計予算について
第41号
- 第44 議員提出議案 芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
第1号
- 第45 報 告 専決処分事項の報告について
第1号
- 第46 意 見 書 案 道路特定財源の確保に関する意見書について
第1号
- 第47 請 願 非核自治体宣言を求める請願書
第1号

【 出 席 議 員 】 (13名)

1番 辻本 一夫 2番 貝掛 俊之 3番 田島 憲道 4番 小田 武人
5番 岡 夏子 6番 今井 保利 7番 川上 誠一 8番 松上 宏幸
9番 本田 哲也 10番 益田美恵子 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 武谷久美子

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	安高直彦	会計管理者	野口浩俊
教育長	中島幸男	総務課長	嵐 保徳	企画課長	鶴原洋一
財政課長	占部義和	建設課長	三友伸一	上下水道課長	鶴原光芳
産業観光課長	北村 敬	税務課長	守田俊次	健康対策課長	竹野正己
住民課長	中西 学	環境福祉課長	木戸哲雄	学務課長	富永秋則
社会教育課長	内海猛年	病院事務長	小池健二	競艇施設課長	菊池省三

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成20年芦屋町議会第1回定例会を開会いたします。

お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。ここで予算書正誤表について執行部から説明があります。財政課長。

○財政課長 占部 義和君

おはようございます。お手元に予算の正誤表をお配りしております。大変申しわけありません。一般会計の19年度補正予算におきまして3カ所誤りがあります。お手元の資料でご確認いただきたいと思っております。

それと、もう1点、20年度当初予算で、公共下水道事業会計におきまして、1カ所正誤がございます。訂正方よろしく申し上げます。申しわけありません、誤っておりました。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

では、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、3月3日から3月13日までの11日間といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第110条の規定により、5番、岡議員と8番、松上議員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第1号から日程第47、請願第1号までの各議案、報告、意見書案及び請願については、この際、一括議題として上程し、局長に議案の朗読をさせた上、町長

に提案理由の説明を求めた後、議員提出議案及び意見書案の提出議員に提案理由の説明を求め、請願の紹介議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

局長に議案の朗読を命じます。局長。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。本日、ここに平成20年芦屋町議会第1回定例会を召集いたしましたところ、議員各位には、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げますとともに、常日ごろから町勢振興のため、ご尽力とご協力を賜り、深く敬意を表する次第でございます。

施政方針を述べる前に、今般、庁舎改修仮設工事をめぐる談合事件に絡み、職員が競争入札妨害容疑で逮捕、そして、起訴され、あわせまして福岡県警によって仮庁舎の捜索を受けました。このことにつきましては、町政への信頼を著しく傷つけ、住民の皆様を初め、多くの方々に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、心から深くおわび申し上げます。

今後、住民の皆さんを初め、議員各位の信頼を回復するため、再発防止と職務精励に職員一丸となり、全力で取り組んでいく所存でございます。

さて、本日から20年度の施策にかかります諸議案の審議をお願いするわけですが、各議案の提案理由の説明の前に、施政方針の一端を申し述べ、住民の皆さんと議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

地方自治体を取り巻く情勢については、三位一体改革等により財政構造が大きく変わり、自主・自立の分権型システムの構築が急務です。

私は、このような中であって、昨年5月に町長に就任して以来、マニフェストでお示ししましたとおり、住民の皆様が郷土芦屋を誇りに思えるような町にするという強い信念を持って町政運営に取り組んでおります。引き続き、町民力、地域力、職員力の向上に向けた取り組みを強く推し進めてまいる所存です。

それでは、20年度における重要課題として、次の6点について所信を述べさせていただきます。

第1点目は、行政改革の推進でございます。

本町におきましては、芦屋町単独でのまちづくりを進めるため、17年度に策定した行政改革大綱に基づく行財政運営を進め、その具体的な取り組みである集中改革プランを着実に実行することによって、改革を推進しているところでございます。

この集中改革プランの取り組み状況や効果額につきましては、昨年10月の広報あしやでお知らせしたところですが、議会及び住民各位のご協力により、着実に効果を上げております。

今年度におきましても、最小の経費で最大の効果を得られるよう健全な行財政運営に努めてまいります。

第2点目は、競艇事業でございます。

経済的に、14年以降、緩やかな景気回復が続いていると言われながらも、これが個人消費に十分反映されず、また、レジャーの多様化と相まって、競艇事業は依然厳しい環境にございます。

ことしは、3年ぶりとなる競艇界の最高グレードでありますSGレース、グランドチャンピオン決定戦競争が6月に開催され、さらに場間場外発売の拡大等の取り組みが進められており、収益の向上やファン拡大に結びつくよう期待しているところでございます。

また、事業経営につきましては、民間活力の導入や組織体制の強化による経営改善が検討されており、これら施策の推進によりまして本町の財政に寄与することができるよう、芦屋町外二カ町競艇施行組合に働きかけてまいります。

第3点目は、過疎対策でございます。

14年度に過疎地域の指定を受け、20年度は芦屋町過疎地域自立促進計画・後期計画の4年目になります。

これまで、財源手当の厚い過疎債を活用し、各種整備を進めてまいりましたが、引き続き、20年度も浄化センターの改築事業を初めとして、芦屋東公民館及び山鹿公民館の施設整備などを予定しております。

第4点目は、住民参画のまちづくりでございます。

少子・高齢化、情報化、国際化、環境問題の深刻化等社会環境が大きく変化しております中で、私たちは、多くの課題に直面しています。住民の皆さんのニーズも多様化しております。また、地方分権によって、住民の皆さんの意思に基づいた芦屋町の特徴を生かしたまちづくりが求められており、その実現のために住民と行政との協働が必要になっております。

このような中、芦屋町では、住民の皆さんのご協力を得て、住民参画まちづくり条例を策定し、昨年9月には、議員各位によって満場一致でご承認をいただき、4月より施行いたします。

この条例に基づきまして、住民の皆さんへの行政情報の積極的な公表を進めますとともに、住民の皆さんの生活に影響を及ぼす重要な計画等について積極的にご意見をお聞きすることなどを

進めてまいります。

第5点目は、芦屋橋の架け替え及び周辺環境整備でございます。

芦屋橋は、県事業によって架け替えに着手されておりますが、20年10月から橋脚工事が再開され、22年度に供用開始の予定となっております。

また、芦屋橋の架け替えに伴いまして、周辺環境整備を国土交通省で実施していただくよう取り組みを進めております。この実現に向けて、今後、議会及び住民の皆さんとともに、整備計画の策定及び要望活動を進めたいと考えております。

第6点目は、教育の充実でございます。

教育行政につきましては、教育委員会が包括的に運営管理するものでございますが、私といたしましては、連携を密にして、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

20年度につきましては、きめ細かな学習指導が可能になるよう、すべての小学校において、4年生までのクラスを35人学級としますことを初め、これまで取り組んでまいりました英語教育の推進、町内すべての保育所、幼稚園、小中学校が家庭や地域と連携して、さわやかな若者を育てるさわやかプロジェクト事業なども引き続き取り組んでまいります。

特別支援の必要な幼児、児童、生徒に対しても教育相談や巡回相談などを実施し、適切な教育支援を行ってまいります。

次に、第4次総合振興計画の将来像であります。「歴史を守り、海と緑を生かし、人が育つまち」を達成するために、20年度の主要な施策の概要につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、「暮らしやすさを実感できるまちをめざして」でございます。

都市基盤整備の骨格となります道路整備につきましては、県事業として芦屋橋の架け替え事業が再開されますが、景観やバリアフリーに留意したグレードアップにつきまして、引き続き、県と調整を進める予定でございます。地域に密着した道路に関しましては、船頭町や下ノ辻などで道路改良工事を進めてまいります。

下水道事業につきましては、浄化センターの機械・電気設備の改修、正津ヶ浜幹線の下水道管渠の更生工事などを実施し、快適な居住環境を維持したいと考えております。

また、パソコンによる下水道施設の高度管理及び窓口業務の迅速化のため、下水道台帳管理システムを20年度に構築することとしております。

住民の皆さんの生命と財産を守る防災につきましては、自主防災組織づくりや地域防災無線整備事業を推進してまいります。また、学校を初めとします町の公共施設につきましては、順次耐震化を進めるために、耐震改修計画を策定し、安心・安全のまちづくりを進めてまいります。

環境問題につきましては、18年度に策定しました第2次環境保全実行計画をもとに、地球温暖化の原因となる温室ガスの削減に努めてまいります。また、ごみ問題につきましては、これま

で進めてまいりました資源物の集団回収奨励事業等のほか、現在、遠賀・中間地域広域行政事務組合で取り組みが行われている廃棄物減量等審議会の答申を受けて、ごみの資源化、減量化をより一層進めるための計画を策定し、取り組んでまいります。

浜口・高浜団地跡地の活用につきましては、町営住宅ストック総合活用計画の見直しの中で、十分に検討を重ねてまいります。

第2は、「イキイキとした活力あるまちをめざして」でございます。

農業振興につきましては、農業経営者の育成支援を図りますとともに、農業用水の確保及び大雨時の対策のため、汐入川浚渫工事を行います。

漁業振興につきましては、漁港機能の充実を目指し、柏原漁港における漁船保全施設の改修が行われますので、県とともに支援することとしております。

商業・観光振興につきましては、商工会・観光協会を初め、町のにぎわいづくりに向けて取り組まれている民間団体などの支援を行ってまいります。

住民が誇れる町のシンボルとして、昨年再開しました花火大会は、本年度も実行委員会形式で開催することとしておりますので、各方面のご支援をお願いするところでございます。

観光に関する基盤整備事業として、レジャープールアクアシアンについては、20年度も計画的に塗装工事を実施いたします。

また、指定管理者制度に移行したマリンテラスあしや、海浜公園及びレジャープールアクアシアンの3施設とも、順調に経営が進められており、今後とも町の安定経営に寄与するものと期待しております。

第3は、「思いやりと優しさを感じるまちをめざして」でございます。

医療につきましては、診療報酬の改定に伴いまして、今後の病院経営への影響が懸念されますが、20年度は、より一層の健全経営に向け、給食業務の一部を民間委託化するなどの改革を進め、住民の皆さんから信頼される医療機関として取り組んでまいります。

また、外来診療棟などを改修するため、20年度は基本設計に着手いたします。

健康づくりにつきましては、20年度からの医療制度改革に伴いまして、糖尿病を初めとする生活習慣病を予防するための措置が、医療保険者に義務づけられました。これによりまして、芦屋町においては、国民健康保険の保険者である町が、被保険者を対象とした健診・保健指導を実施してまいります。

また、芦屋中央病院との連携による健診事業の充実に加え、管理栄養士を配置し、食生活の改善指導や相談事業を充実させて、住民の皆さんの健康づくりや生活習慣病予防に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、在宅介護を支援する福祉サービスを推進し、介護が必要にならない

いたための介護予防事業に取り組んでまいります。

障がい者福祉につきましては、芦屋町障害福祉計画に基づき、障がい者に対する支援体制などを協議する障害者地域自立支援協議会を20年度に発足させますとともに、臨時対策交付金事業において、オストメイト対応のトイレ整備や視覚障がい者等への情報基盤整備等を行います。また、本町の心身障害児通園療育施設「すぎな園」は、20年3月をもって閉園することとなりましたが、引き続き、岡垣町の社会福祉法人日本傷痍者更生会に事業の委託替えを行い、受け皿の確保とともに、跡地利用につきましても検討していくこととしております。

子育て支援としては、20年度から公費負担による妊婦健診を2回から3回にふやすことを初め、次世代育成支援対策地域行動計画・後期計画の策定に着手しますとともに、山鹿保育所においては、指定管理者制度の導入、屋上防水工事等を行い、充実させてまいります。病後児保育につきましては、遠賀中間医師会が運営します病院併設施設において、中間市・遠賀郡4町の共同事業で実施し、安心して子育てができる環境を整えてまいります。

第4は、「心豊かに人が育つまちをめざして」でございます。

生涯学習につきましては、住民一人一人が心豊かで生きがいのある人生を送っていけるよう生涯学習基本構想を現在策定しており、今後、この基本構想に基づいて学習環境や体制の整備に努めてまいります。

学校教育では、国際理解を深めるための英会話事業の実施やオーストラリアホームステイ事業の実施、保育園や幼稚園との連携、特別支援教育などを引き続き進めてまいります。

学校給食では、食育の観点から地産地消による取り組みを進めますことを初め、食の安全には、これまで以上に注意を払いますとともに、新たに調理機器の充実も図ってまいります。

社会教育につきましては、施設利用の点で、現在住民の皆さんにご迷惑をおかけしておりますが、庁舎改修が完了後、順次中央公民館及び町民会館を改修する計画を進めております。特に、図書館につきましては、増床及び増書を図りますとともに、住民の皆さんが利用しやすい図書館にしたいと考えております。

また、地域コミュニティー活動の向上や青少年健全育成のための町民会議を充実するため、支援を行いたいと考えております。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みにつきましては、男女共同参画推進プランをパブリックコメントなどの諸手続を経て策定しており、本年度から着実に進めてまいります。

歴史・文化につきましては、芦屋の八朔行事が19年1月に文化庁によって記録作成等の措置を構すべき無形の民俗文化財に選択されましたことから、国県の補助金を受け、調査及び記録保存に取り組むこととしております。芦屋釜の里や歴史民俗資料館につきましても、企画展やコンサート等を実施し、文化交流施設として充実した運営を図ってまいります。

最後に、「みんなでつくる開かれたまちをめざして」でございます。

地方分権が一層進むことによりまして、本町におきましても、自主・自立の新しい自治を確立させることが求められており、住民と行政との情報共有のもと、住民参画のまちづくりを進めてまいります。

職員資質の向上のため、充実した研修や評価などを実施しますとともに、施策や事業について客観的に評価・検証を行う行政評価制度を本格的に実施し、職員意識の改革や事務事業の改善、見直しを図ってまいります。

組織機構につきましては、住民サービスの向上や効率的な行政運営を進めるため、福祉関連業務の統合、医療制度改革に伴うもの、企画機能の充実などを中心に、現在見直しを行っております。

また、国の三位一体の改革に伴う税源移譲により、町民税の課税額は増加しておりますが、これを確実に徴収していかなければなりません。20年度は、新たな取り組みとして税務課職員を県に派遣して実務研修を受けさせますとともに、国税徴収官OBを嘱託職員として雇用し、そのノウハウを習得することにより、自主財源の確保に努めてまいります。

庁舎改修工事につきましては、本年12月に終わりますが、改修後の庁舎へ芦屋郵便局が移転・入居することについての調整を郵便局株式会社と行っているところであります。このことは、全国的に見ても珍しい事例であり、住民の皆さんの利便性が向上するものと期待をしております。

以上、20年度の施政方針の概要を申し述べさせていただきました。

私は、これらの課題に全力を傾けていく覚悟であります。住民の皆さんと議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

それでは、引き続き、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第1号の「芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定」、議案第2号の「芦屋町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定」、及び議案第3号の「芦屋町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、特別職報酬等審議会の答申に基づき、町三役及び議会議員の給料月額を、町長は5%、副町長及び教育長は3%、議会議員は4%を減額いたします。

また、期末手当の加算率40%を20%に、支給率は国の指定職の率に準じて6月期を100分の160、12月期を100分の175に改めるものでございます。

議案第4号の「芦屋町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、特別職報酬等審議会の答申に基づき、町三役及び議会議員の特例規定を削除し、非常勤の特別職職員及び消防団員について報酬及び費用弁償の特例期間を平成23年3月

末までとするものでございます。

議案第5号の「芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、人事院勧告に伴いまして、本町職員の給料月額、扶養手当及び勤勉手当の額の改定などを行うものでございます。

議案第6号の「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、地域手当の廃止に伴いまして、条例を改正するものでございます。

議案第7号の「芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」及び議案第8号の「芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、育児短時間勤務制度にかかわる規定を整備するものでございます。

議案第9号の「芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、国の医療制度改革により、国民健康保険の保健事業として、特定健康審査が義務化されるとともに、3歳まで10分の2の一部負担金が6歳まで引き上げられ、70歳から74歳まで10分の1の負担金が10分の2に引き上げられるものでございます。

議案第10号の「芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、国の医療制度改革により、新たに高齢者支援分が加わるため、税率等を見直すとともに、保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯に対しては、世帯主の受給している年金から保険料を天引きする仕組みが導入されるものでございます。

議案第11号の「芦屋町後期高齢者医療に関する条例の制定」及び議案第12号の「芦屋町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、本年4月1日から後期高齢者医療制度が始まりますので、それに伴います関係条例を制定するとともに、特別会計を設置するものでございます。

議案第13号の「芦屋町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定」及び議案第14号の「芦屋町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、医療制度改革による関連法案の改正に伴いまして、関係条文を改正するものでございます。

議案第15号の「芦屋町すぎな園施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定」につきましては、児童デイサービス事業を平成20年4月1日から、岡垣町の社会福祉法人日本傷痍者更生会の施設を利用して、遠賀郡4町で共同実施いたしますので、すぎな園を閉園するものでございます。

議案第16号の「芦屋町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、次世

代育成支援対策交付金事業の国庫補助基準に基づきまして、関係条文を改正するものでございます。

議案第17号の「芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、定率減税の廃止や所得税と住民税の税源移譲により、国の基準額が改正されることに伴いまして、町の保育料徴収基準の階層区分の所得税額を変更するものでございます。

議案第18号の「芦屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の制定」につきましては、経済的な理由により専修学校等において修学することが困難な者に、職業に必要な技能及び知識の習得を援助するため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第19号の「芦屋町洞山整備基金条例の制定」につきましては、芦屋町の景観地でありまして洞山の整備を目的として、基金の管理運用方法を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第20号の「芦屋町健康管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、医療制度改革による関連法案の改正に伴いまして、関係条文を改正するものでございます。

議案第21号の「芦屋町奨学金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定」及び議案第22号の「芦屋町心身障害児者の就学援助に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、学校教育法の改正に伴いまして、関係条文を改正するものでございます。

議案第23号から第31号までの平成19年度各会計の補正予算につきましては、各会計とも年度内の所要見込み額が、ほぼ確定いたしましたので、最終的に補正するものでございます。

一般会計におきましては、歳入歳出それぞれ8,200万円の減額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、町税や地方交付税のほか、観光費指定寄附金の増額、職員の退職手当の財源として新たに退職手当債を借り入れることにより、退職基金繰入金を減額しております。

また、実質公債費比率の関係上、国民宿舎特別会計との繰入金と繰出金を相殺し、不足分のみ繰り出す措置を取っているほか、庁舎改修事業の19年度事業費の確定に伴いまして起債を減額しております。

歳出につきましては、庁舎改修事業費の減額、早期退職職員8名分の退職金及びすぎな園閉園に伴う職員退職金負担分、歳入で触れました指定寄附金の洞山整備基金への積立金を増額いたしております。

また、19年度以降、退職手当債を借り入れることにより、一定程度の退職基金残高が見込めることから、この基金積立金を減額するほか、不用額の整理を行いまして、余剰財源は、財政調

整基金と福祉行政基金の取り崩し額を減額することにより、両基金へ戻すようにしております。

競艇施設特別会計につきましては、歳入では、芦屋町外二カ町競艇施行組合からの施設貸付料の増額、一般会計から退職金の繰入金を増額いたしております。

歳出では、施設貸付収入の増額に伴いまして、競艇事業振興基金積立金を増額いたしております。

議案第32号から議案第41号までにつきましては、平成20年度の当初予算でございますが、予算編成に当たりましては、各会計とも行財政計画の精神を踏まえ、経費の削減に努めるとともに、より一層の財源確保に努め、計画的な事務事業の推進を図ることといたしております。

それでは、各会計の予算総額を100万円単位でご説明いたします。

一般会計が61億円で10.4%の増、国民健康保険特別会計が15億9,300万円で7.4%の減、老人保健特別会計が1億8,400万円で87.9%の減、後期高齢者医療特別会計が1億6,900万円、国民宿舎特別会計が1億800万円で38.8%の減、給食センター特別会計が1億5,900万円で8.9%の減、訪問看護特別会計が2,200万円で2.9%の増、競艇施設特別会計が13億4,400万円で14.7%の増、病院事業会計が、収益的収入では20億7,800万円で4.4%の減、支出では21億2,800万円で4.7%の減、資本的収入では2,700万円で6.9%の減、支出では2億700万円で1%の減、下水道事業会計が、収益的収入では5億1,700万円で4.8%の増、支出では5億7,900万円で0.9%の減、資本的収入では3億200万円で32.8%の減、支出では3億8,100万円で35.6%の減。

以上が、予算規模の概要でございます。

次に、各会計の主な歳入歳出について説明しますと、まず、一般会計におきましては、昨年度に比較して10.4%の増額予算となっております。このうち、庁舎改修事業費を9億500万円計上しておりまして、これを除きますと、19年度より約3億3,000万円、6%の減額予算となっております。この主な要因は、補正予算でもご説明いたしましたように、職員退職基金の積立金7,000万円を取りやめたこと、国民宿舎特別会計への繰出金を繰入金と相殺することを含め、他会計への繰出金が1億6,000万円減少したこと、退職手当を除く人件費を6,700万円削減したことなどによるものです。

歳入の主なものは、地方交付税、町税などですが、町民税については、19年度から始まりました税源移譲の効果が反映され、1,000万円程度の増額、地方公税は20年度から新たに措置されます地域再生対策費を3,000万円程度見込んでおり、当初予算ベースで5,500万円増額となっております。

また、庁舎改修事業に伴いまして、その財源である国庫補助金、起債も増額し、退職手当債を1億2,800万円借り入れることにより、職員退職基金繰入金は減額しております。

さらに、本年度も競艇施設特別会計からの繰入金は見込んでおらず、不足財源は基金の繰り入れで対応しております。

歳出の主なものは、庁舎改修事業の最終年度分の所要額や特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、競艇場2号線道路改良工事、山鹿・鯨瀬1号線道路改良工事を、また、過疎債を活用して山鹿保育所や芦屋東、山鹿両公民館の屋上防水工事等を計上するとともに、小学校4年生まで35人学級を拡充する経費や浜崎、正津ヶ浜、元町の地区公民館の施設整備補助金等を計上いたしております。

国民健康保険特別会計の主な歳入は、国保税、国庫支出金及び支払い基金からの療養給付費交付金のほか、県支出金などです。

また、歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金及び共同事業拠出金が主なものでございます。老人保健特別会計の主な歳入は、支払い基金交付金及び国庫支出金で、歳出につきましては、医療費が主なものでございます。

後期高齢者医療特別会計の主な歳入は、保険料及び一般会計からの繰入金で、歳出につきましては、広域連合納付金が主なものでございます。

国民宿舎特別会計の主な歳入につきましては、指定管理者からの納入金及び一般会計からの繰入金などです。

歳出の主なものは、施設建設にかかわる起債償還金などを計上いたしております。

給食センター特別会計の主な歳入につきましては、給食費収入及び一般会計からの繰入金などです。

歳出の主なものは、給食賄材料費などを計上いたしております。

訪問看護特別会計につきましては、歳入の主なものは、事業収入、前年度繰越金で、歳出につきましては、職員の人件費が主なものでございます。

競艇施設特別会計におきましては、主な歳入は、競艇施設貸付収入、ボート・モーター貸付収入などです。

歳出の主なものは、借地料、保守委託料及びボート・モーター購入費などがございます。

病院事業会計につきましては、収益的収支では、ここ数年の実績を勘案しまして、対前年度比で入院収益は10.1%の減収、外来収益は1.3%の増収を見込んでおります。

資本的収入は、医療機器購入のための起債借り入れを、支出では、医療機器購入費のほか、起債の償還金などを計上いたしております。

公共下水道事業会計の収益的収支につきましては、下水道使用料及び一般会計補助金を主な収入として、浄化センターなど施設の維持管理費に充てることとしております。

また、資本的収支では、浄化センターの機械・電気設備改築を、企業債、国庫補助金などで行

うこととしています。

以上が当初予算関係でございます。

次に、報告案件でございます。

報告第1号の専決処分事項の報告につきましては、訴訟による町営住宅の建物明け渡し請求を行うものでございます。

以上、簡単であります、提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては、質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

次に、10番、益田議員に提案理由の説明を求めます。益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

おはようございます。それでは、議員提出議案第1号の芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての説明をいたします。

平成19年10月1日より、会計管理者設置に伴い、会計課を新設したことにより、芦屋町議会委員会条例第2条第1号中を改めるものです。

以上で、議員提出議案の説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

○議長 横尾 武志君

次に、6番、今井議員に提案理由の説明を求めます。今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

6番、今井でございます。それでは、道路特定財源の確保に関する意見書について、提案理由を説明いたしたいと思っております。

すべての詳細資料につきましては、皆様方にはお渡しされていると思っておりますけれども、今国会でも、毎朝テレビ等で道路特定財源の暫定税率の廃止が大きく論議されているところでございますが、芦屋町にとりましても、貴重な大きな財源となっておりますのは皆様方よくご存じのことと存じます。

この税率が廃止された場合、芦屋町に対する影響額は、約3,500万円と、連絡が県から来ております。道路整備や道路の維持管理に使用する財源が大きく不足していくこととなります。

そこで、我々議会といたしましても、国に現在の税率を維持するように意見書を提出しようとするものでございます。

なお、これと同様の決議を、全国議長会及び県議長会でも行うとともに、新聞紙上でも、各地方自治体の首長等においても反対の表明をされておる記事が連日記載されております。

このように地方自治体に与える影響は非常に大きなものがあると思っております。特に、芦屋町につ

きましても、この財源がなければ、なかなか道路の整備、確保というものができないということで提案をいたしております。

どうか、このご趣旨をご理解いただき、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

次に、7番、川上議員に趣旨説明を求めます。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

おはようございます。7番、川上です。

請願第1号非核自治体宣言を求める請願の趣旨説明をいたします。

今日、核兵器廃絶を求める世論と運動が国際的にも新たに伝染し、国連総会の場でも核兵器廃絶条約の交渉を求める決議が採択される状況のもと、被爆国日本の世論と運動を高めることが極めて重要です。とりわけ、日本政府が核兵器廃絶の世論に背を向けているもとで、核兵器廃絶条約促進決議を初めとして、自治体から非核の声を上げていくことが草の根からの世論と運動を発展させる1つの有力な分野であり、その今日的な意義は、一層重要性を増しています。福岡県内では66自治体中62自治体で、既に宣言を行っております。新たな情勢を踏まえて、この芦屋町でも非核自治体宣言を決議されるよう請願いたします。

ちなみに、近隣の市町村では、中間市が昭和58年、岡垣町が昭和60年、水巻町が平成8年、遠賀町が平成12年に決議しております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由及び趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。まず、日程第3、議案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第9号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第10号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第11号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

議案第11号芦屋町後期高齢者医療に関する条例の制定についてご質問いたします。

この条例は、保険の徴収の問題、そして、滞納金、罰則、こうしたことの問題がありますが、

まず、芦屋町の後期高齢者医療制度の保険料対象者で普通徴収被保険者並びに特別徴収被保険者が、それぞれ何人いるのか、その数を教えてください。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

1月末現在で、特別徴収対象者が1,106名になっています。普通徴収対象者が663名、計で1,769名でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

普通徴収の方が個人でみずから納入されるというふうに、特別徴収は、年金から天引きということですが、そういった点では、例えば、介護保険で見ますと、特別徴収者が芦屋町では3,315人、普通徴収者が414人ということになっています。これは8対1という割合ですが、この後期高齢者医療制度については、普通徴収が大変高くなって、1対1.5といいますが、そのくらいの割合でいくと思いますが、そういった点では、大変普通徴収の占める割合が大きいという実態と聞いています。そういった点が、例えば、介護保険の場合、普通徴収の徴収率は88%で、12%が滞納している状況です。当然、この後期高齢者医療制度の公費負担12%、1割近くの人が滞納されるというふうに見られます。そうすれば、663人中の66の方が、こういう方に対しての滞納が起こってくるということが考えられます。そういった点では、この議案を見ますと、滞納者に対して14.6%の滞納金を加算するというようになります。そのほとんどの方が1万5,000円の年金以下、そしてまた、80歳代、90歳代という、こういった方々です。私は、こういった方々が低年金者の方が延滞がつき、さらに延滞されて延滞金がつくことによって、さらに払えなくなって、短期証、資格証明書の発行につながるという、そういったことに大いにつながるんじゃないかというふうに考えていますけど、そういった点では、いかがお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

短期保険証及び資格証明書の発行につきましては、広域連合の方からも一応通知が来ておるわけですが、できるだけ早期に払っていただくように、早いうちからの納税相談等を実施することによって、できるだけ柔軟に対応していただきたいということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

当然、これは例えば、例えが悪いですけど、お金を借りて、それを返さないで滞納金がつくとかいうのならわかりますけど、借りているお金でない、そういったところに払わないから滞納をつけるということ自体、私はやっぱりおかしいし、特に、こういった高齢者の方、社会的弱者に対して行うことは、やっぱり疑問を持ちます。特に、こういった問題が起こることによって、74歳以下の国保を見れば、生活苦で保険料を滞納した人が国保証を取り上げられ、病院に行けず、重症化、死亡する事件、こういったことが全国でも起こっています。

確かに、勘案しなさいというふうにはなっていますが、やはり、法律的には、これが取り上げることが可能であるという、こういったことができるこれは保険制度です。そういった点では、高齢の医療保障なしに、生きていけない社会的弱者を見捨てることが、私はこの法律の中で起こってくると思います。そういう方には、先ほども言われましたように、この第6条5項では、保険料を納付しないことについて特別な理由があると認めるときには、延滞金を減免することもできていますし、やはり、払いたくても払えない、こういった高齢者には、これを適用し、減免や分納、そして、前納などを、きめ細やかな納付相談を行っていくことが必要だと思いますので、ぜひ、やはり保険証を取り上げる、こういうことのないように、町としても対応していかないといけないと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

後期高齢者医療に関する条例の制定ですけれども、大変年金から天引きされるということで、4月になれば恐らく、この4月の年金から天引きになろうかと思えます。その前に、やはり、各自治体に出向いて行かれてのご説明、知らない方が急にぽっと4月に年金から天引きされますと何でなのということで、また窓口到大変殺到するのではないかという思いがあります。で、やはり難しい問題ですので、各自治体に出向いて、自治体というのは国ですね、出向いてご説明をするお考えはございませんか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

既に、民生委員協議会あたりに説明会は実施しております。それから、今後、出前講座等ございましたら、ぜひ出てご説明をしたいと思っております。そのほか、ファーム、それから広報あしや等で随時PRしていきたいと考えております。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

○議員 10番 益田美恵子君

はい。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第11号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第12号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第12号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第13号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第13号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第14号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第14号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第15号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第15号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第16号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第16号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案第17号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第17号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、議案第18号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第18号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、議案第19号についての質疑を許します。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

議案第19号について質問いたします。芦屋町洞山保存基金条例は、町民の方の寄附をもとに基金にされるというのですが、この洞山整備にかかることと関係して、平成19年末までに町と柏原、当時柏原漁協でありますか、町との無償貸与の覚書に対して、この辺は、まずどういうふうになったのか、まず、そのことをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 北村 敬君

19年度の末までということですから、今月の3月31日で10年前に当時の柏原漁協と町におきまして、洞山の維持管理に関する覚書を締結しております。その期限が、今月末をもって切れるということで、この覚書の締結の継続ということに関しましては、県の地方観光課から、いわゆる個人、団体、そういった所有の財産、そういったところを、いわゆる例えば事務管理とか、それから危険防止とか、それから、もし事故があった場合の、そういうすべてを芦屋町がそういう費用負担をするという、この覚書の内容は、地方自治法に照らして望ましくないと、法的にも問題があるという指導がありまして、そういう理由で遠賀漁協と柏原支所等々に私どもの副町長が先頭に立って、この覚書については、もう今後4月1日から継続して締結をしないということで、申し入れをさせていただきました。遠賀漁協、柏原支所につきましても、ご理解をいただいたということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

覚書の締結はもちろん期限もさることながら、内容がいろいろと問題があるということで、当

然、その4月以降は、継続をされることはないということでしょうが、そうしますと、この条例を制定されたということでは、今現在、あるいは、3月31日付をもって、3月31日の覚書が、全く、いわゆる芦屋町で無償譲渡して、この間に幾らか整備のお金がかかられたと思いますが、そのことはともかく、この4月1日以降、どうなるかという協議の結果は得ているのでしょうか。そのことをお尋ねいたします。この芦屋町が、洞山に対してどのような関係を持つのか、その漁協との協議がどのようになっているのか、所有者としての関係のところの協議はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 北村 敬君

4月1日から覚書が破棄されるということで、今後どのようなことになるかという趣旨のご質問だと思いますが、現在、いわゆる漁協と、この洞山の土地の所有の無償譲渡について、協議を今させていただいているところでございます。

内容につきましては、柏原支所の全体集会、それから、遠賀漁協の理事会を経まして、町に無償譲渡ということの方向性が示されておられます。

今後の事務作業としましては、無償譲渡する際の条件と申しましょうか、そういったところがまだ詰めておりませんので、柏原支所の方のご意向としては、今後町と協議を進めていきたいということでございます。

具体的な内容を予測されますには、将来的に、そういうところで事務的な作業を進めておるところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

最後です。この附則のところでは、公布の日から施行するということでは、この最終的な詰めのところの協議も済んでからということになるのでしょうか。この条例が、当然芦屋町が漁協から無償譲渡されたというもとの、この条例が制定されるものだというふうに認識しているのですが、そのことも含めて、この公布の日から施行というのは、今の協議の結果を見ての施行になるのでしょうか、その2点をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

私の方からお答えさせていただきます。

この洞山の基金条例の制定につきましては、個人の、ここにもありますように山田さんという浄財をいただくということになっています。この方の希望としては、できるだけ早く、この洞山を整理したいという願いでございますが、いわゆる、先ほど言いますように、柏原漁協との、いわゆる洞山の譲渡の問題、いわゆる底地が芦屋町に移らないと、整備が非常に困難という問題がございます、そういったお話もあつたんですが、なかなか進まないということで、ご本人の、いわゆる意思を引き継いでいくためには、いわゆるこういうふうな指定給付という形で受けて、基金条例を制定していくことが、ご本人の意思にも沿うのではないかとということで、この条例を制定させていただきました。

したがって、4月以降、そういった整備が進む折には、この基金から取り崩して整備費の一部に充てるということでご本人の了解もいただいておりますので、早い時期に、この部分が取り崩して財源に充てられるように、ご本人も希望されておられますし、私どもも希望に沿うように努力したいというふうに見解を持っています。

○議長 横尾 武志君

ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第19号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、議案第20号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第20号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第21号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、議案第22号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第22号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、議案第23号についての質疑を許します。今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

6番、今井です。19年度の福岡県遠賀郡芦屋町一般会計補正予算（第4号）の24ページです。3目の町債の中で1町債4退職手当債という目があります。一番質問したいのは、この退職手当債が補正で上がってきている、なぜ当初予算にきちんと計画で出せなかったのか、補正でこのような金額でいきなり上がってきたという理由についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

確かに、当初予算から計上すべきではないかと、こういう趣旨でしょうが、この退職手当債を借り入れるためには、ひとつ変更といいますか、ネックがございました。それは、職員に対して地域手当を支給しているということですね。これは芦屋町の地域内は、国でいいます地域手当の支給地域ではございません。この退職手当債は、どの自治体でも借りられると、そういうものではありません。きちっと行革に取り組み、将来の総人件費の抑制をきちっと計画立ててやっている、そういう効果が将来的にあらわれるんだと、そういうのが認定されて、初めて借り入れる起債であります。当初予算計上するときには、これは当然、組合での交渉事項でございますので、地域手当について、廃止ということをずっと協議、総務課の方で協議がなされておりました。で、このほど、その辺の組合との了解もとれましたので、最終的に、この機会に起債の方を上げ、提案理由でもご説明しました退職基金の取り崩しを減額しておると、そういったことでございます。以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

2回目の質問です。この退職手当債の、これはいわゆる特例的な措置でありまして、10年間で、かつ交付税措置はこれはありませんので、これについては、今後10年間、どれくらいこれを借りていくのかという目標値だとか、推測値があれば、それから、これは当然市中銀行どこで借りるかっていうこと等がありません、パーセンテージについてもあると思います。この辺については、きちんとした財政計画が、やはりどこかで示されなきゃいけないと思います。今わかれば、その範囲内の計画についてご回答願えたらと思います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

昨年からご説明しております財政シミュレーション、この中に対策手当債は、今後幾ら借りるんですよという数値が明記されておりました。済みません、今手元に持っておりませんので、詳

しい数字はお答えすることはできません。

それから、確かに交付税措置というのはありませんし、いわゆる団塊の世代の大量退職に備えての特例的な10年間の措置になります。起債については、今許可制から協議制というふうに、緩やかな方向に向かっておりますが、この退職手当債につきましては、今後とも許可制であります。協議制ではありません。きちっと国の審査を経た上でしか団体には貸し付けられません。

それから、確かに交付税措置はないのですが、いわゆる、単なる借金ということが言えますけれども、経費の平準化、いわゆる起債の大きな目的は、一時的に必要な財源を、その起債を借り入れることによって将来元利償還金を返していく、これで経費の平準化をやりましようっていうのと、いわゆる1つのハード事業、学校だとか、道路だとか、こういうのにそういう起債を借りるわけですが、これはもう1つの観点は、世代間の公平負担というのがあります。今現在住民税を納められている人だけに負担を求めるのではなくて、将来、そういう施設を利用されるであろう方々についても、税金の中から元利償還金を負担していただく、この起債の大きな目的は、この2点であります。そういった意味で、退職手当債、いわゆる交付税措置はないんですけれども、経費の平準化と、こういう観点から借り入れるようにしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

では、私どもも財政シミュレーションを見まして、今後の計画数値を見ます。いずれにしましても、ぜひ、この数値につきましては、委員会でメリット的には、いわゆる交付税措置がないということで、単なる借金、利子を補給しなければいけない我々が、非常にそういう意味では、意思決定としては非常に重要なところだと思いますので、十分委員会で慎重審議をお願いして私の質問は終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第23号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第26、議案第24号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第24号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第27、議案第25号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第25号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第28、議案第26号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第26号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第29、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第27号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第30、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第28号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第31、議案第29号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第29号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第32、議案第30号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第30号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第33、議案第31号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第31号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第34、議案第32号については歳入歳出によって質疑を行います。まず、歳入についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、歳入についての質疑を打ち切ります。

次に、歳出についての質疑を許します。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

平成20年度芦屋町一般会計の予算から質問をいたします。歳出の方では73ページであります。児童福祉総務費の中の19節負担金補助及び交付金、ここに病後児保育事業運営費の負担金として138万9,000円であります。先ほどの町長の施政方針の中でも、子育て支援として、病後児保育についての内容が、ここに説明されておりますけれども、この内容について、若干、もう少し内容を教えていただきたいということと、あと、このことに対して町民への周知も、今後どうされていかれるのか、今これがどういう状態であるのか、そこら辺の内容をもう少し教えていただきたいと思っています。

お願いします。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

病後児保育の関係ですけれども、前も若干説明はさせていただいたと思いますが、1市4町で、ことしの4月から病後児保育をやろうということで、受入先は、遠賀中間医師会さんが遠賀町の中間医師会病院を今建設中ですが、そこでやっていこうという事業であります。今回その1市4町分の負担分を補正予算に運営費負担分を補正させていただいたということで、病後児保育につきましては、専門的な医者を初め、そういった方がスタッフがいるんだということで、なかなかできないでおったんですが、遠賀中間医師会さんの所属します小児科医の方が中心になって、この事業をやっていこうということで、現在、細かい詰めはまだやっておりますけれども、運営費1市4町分の負担分が確定しましたので、今回補正を負担していただいたということになります。

これは、保育園児といいますか、就学前児童だけではなくて、児童も受け入れるということで、定員が10名ぐらいということ想定し、これは病児、病後児と2つあるのですが、通えない、そのために通えない子どもたちを一時預かるという制度でございまして、これは4月に入りまして、また募集はかけていきたいというふうに考えておりますが、若干、医師会さんとの調整事項が残っていますので、それが済み次第、公募して募集をかけていきたいというふうに考えております。現時点はそういう段階でございまして。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

まだ詰めがされていないということでは、利用者へのそういう問いかけもできないというところでしょうが、この運営負担金というのは、人口按分、どういう配分でこういう数字になっているのか、その点をお願いします。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

基本的には平等割、それから人口割、利用者割、この3つを考えております、負担割合ですね。それでもって、また1市4町と、今若干協議中というところがございまして、例えば、中間市なんかは、人口割ってというのはやめてほしいという要望も出ております。今まで、そういう割り振り、基本的にはその3つでほとんど負担をやってきたんですが、若干、その辺の調整も残っております、うちとしては、基本的には、その3つを基本に1市4町で調整を図っていきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

最後です。当然、例えば、中間市さんの場合は、例えば、高齢化率が高かったり、少子化の問題やらあったのかもしれませんが、この結局、それぞれの利用者の負担とかいうのも、まだ詰めがされていないのかとは思いますが、これがはっきりわかれば、当然、また私どもの方にもお知らせいただきたいということを申し上げて終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

143ページ、地方債のところですが、基本的な考え方としまして、これの当該年度末現在高見込み額というのが59億2,700万円というのが19年度末で、そういう見方でいいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

これは20年度の当初予算でございますので、20年度末の見込み額でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

わかりました。では、当該年度中増減見込みのところの、当該年度中の起債見込み額11億2,900万円とあります。そして、差し引きその間で発生する償還金額を残して20年度末が59億2,700円ということになると思いますが、これは、今までさまざまな事業に取り組むための起債の残額であると思いますが、この考え方ですけれども、起債をするのに、保有率とか、いろいろあると思います、中身はさまざまあると思いますが、最終的に、要するに、起債イコール借金という考え方ではないと、私は思っていますが、その考え方をお願いしたい。

それと、基金、借金、この起債の残はわかりますが、基金、積立金を含めて、現在どの程度あるかということをご説明願います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

これは、起債の償還、それぞれどういう部分で幾ら借り、前年度末が幾らある、で、当該年度中に、起債がどういうものがどうふえていくということでは、これの当該年度中起債見込み額、トータルとして11億2,990万円、これについては、歳入の37ページにその明細を掲げております。その数字の合計が、ここに来ております。

それから、その右隣の当該年度中、元金償還見込み額、これは歳出の方の138ページ、公債費の元金の償還額3億8,355万3,000円、この数字と合致しております。

したがって、新たなものを借り入れ、当該年度中に幾ら元金返す、だから、差し引き20年度末で、これだけの基金残高が残りますと、そういった表です。

それから、ご質問にありました基金全てが単なる借金かという観点ではそうではございません。議員さん言われますように、当然、交付税措置、例えば、臨時財政対策債なんかは、本来交付税として現金で渡さないかん部分を国に金がないから、それを起債という形で借りさせます。そして、その元利償還金は100%、後年時措置していくという、交付税の現金にかわるやり方をやっておるわけですが、私ども、ここずっと起債を借り入れてきました中には、できるだけ交付税措置の厚い有利なものという観点でやってきました。この中にも、私がちょっと覚えておるだけで、交付税措置が全くない借金、これは町営住宅の建設費で借りた部分、それから、先ほど今井議員が言われます、退職手当債、こういったものしか、ちょっと想定できません。ほかの起債については、交付税措置が100%から30%程度、いろいろ幅がありますけれども、基本的には、交付税措置の厚いもの、それから、特に、過疎債については充当率100%、交付税措置70%ですから、3割の資金があれば100の事業ができる、そういったものでございます。

基金の残高については、ちょっと今資料を持ち合わせません。この予算書の中にもありません

ので、ちょっと後日回答させていただきます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

大体わかりました。これを見ると、本当の借金っていう、見てしまうというふうに私感じます。だから、そちらをお尋ねしたんですが、要は、いろいろなこの事業、補助金とか、そういった起債を活用して、町の負担額を、行政の負担額を回復するという目的で、それを活用して事業というやり方だと思いますが、この表示の仕方ですけれど、概ねということはないでしょうけど、そこらあたりの方、私が一方的に、起債の残高だけを書いてあるので、一方では、大体どのくらいの基金があるのかというのを表示した方がいいんじゃないかなと思って聞きました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

確かに、そういうご要望はあろうかと思います。ところが、この予算書の様式は、地方自治法施行規則に基づいて様式が定められて調整しております。だから、委員会審議の折に、参考的に数字はお示しすることはできますので、今後は、その辺、参考にさせていただきます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、歳出についての質疑を打ち切ります。

以上で、議案第32号についての質疑を終わります。

次に、日程第35、議案第33号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第33号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第36、議案第34号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第34号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第37、議案第35号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第35号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第38、議案第36号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第36号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第39、議案第37号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第37号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第40、議案第38号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第38号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第41、議案第39号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第39号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第42、議案第40号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第40号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第43、議案第41号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第41号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第44、議員提出議案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議員提出議案第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第45、報告第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第46、意見書案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、意見書案第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第47、請願第1号についての質疑を許します。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

請願第1号について、1点だけちょっと質問いたします。文中の中で、福岡県で66自治体中62自治体が、既に宣言を行っておりますという、この残りの4つに関しては、どこの自治体か、それだけ教えてください。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

残りの4自治体は、1つは福岡市と北九州市と久山町、それと芦屋町、この4市町村です。ちなみに、北九州市では市議会として決議を上げていますが、自治体宣言はされていないと、こういった状況です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第1号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑は終わります。

お諮りします。日程第3、議案第1号から日程第43、議案第41号までの各議案及び日程第46、意見書案第1号並びに日程第47、請願第1号については、別紙のとおり、それぞれの常任委員会に審査を付託し、日程第44、議員提出議案第1号については、委員会付託を省略し、最終日に討論を行ったのち、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

なお、一般質問の通告は、本日午後3時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

午前11時50分散会
